第二十二条の十の二第二号中「条約相手国等」の下に「（次号において「条約相手国等」という。）」を加え、「第百三十九条に規定する条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改め、「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、同条第三号中「第三十九条の十二の二第三項第四号」を「第三十九条の十二の二第三項第六号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　施行令第三十九条の十二の二第一項第三号に掲げる金額が、法第六十六条の四第十七項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額であること及び第一号の申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象であることを明らかにする書類

第二十二条の十の三を第二十二条の十の四とし、第二十二条の十の二の次に次の一条を加える。

（外国法人の内部取引に係る課税の特例）

第二十二条の十の三　法第六十六条の四の三第十一項において準用する法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引（以下この項において「内部取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ　当該内部取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ　当該内部取引において法第六十六条の四の三第一項の外国法人の恒久的施設及び本店等（同項に規定する本店等をいう。以下この条において同じ。）が果たす機能並びに当該内部取引において当該外国法人の恒久的施設及び本店等が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）に係る事項を記載した書類

ハ　法第六十六条の四の三第一項の外国法人の恒久的施設又は本店等が当該内部取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ　当該内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した契約書又はこれに相当する書類

ホ　当該内部取引に係る対価の額とした額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ　法第六十六条の四の三第一項の外国法人の恒久的施設及び本店等の当該内部取引に係る損益の明細を記載した書類

ト　当該内部取引に係る市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ　法第六十六条の四の三第一項の外国法人の事業の方針並びに当該外国法人の恒久的施設及び本店等の業務の内容を記載した書類

リ　当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）の有無及びその内容を記載した書類

二　法第六十六条の四の三第一項の外国法人が内部取引に係る独立企業間価格（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類

イ　当該外国法人が選定した法第六十六条の四の三第二項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該外国法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロに掲げる書類を除く。）

ロ　第二十二条の十第一項第二号ロからホまでに掲げる書類に準ずる書類

2　法第六十六条の四の三第十一項において準用する法第六十六条の四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六十六条の四の三第一項の外国法人の本店等の当該事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額

二　法第六十六条の四の三第一項の外国法人の恒久的施設が、当該事業年度において当該外国法人の本店等から支払を受けることとされる対価の額とした額の取引種類別の総額又は当該外国法人の本店等に支払うこととされる対価の額とした額の取引種類別の総額

三　法第六十六条の四の三第二項に規定する算定の方法のうち、前号に規定する対価の額とした額に係る独立企業間価格につき同条第一項の外国法人が選定した算定の方法（一の取引種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）

四　第二号に規定する対価の額とした額に係る独立企業間価格の算定の方法についての法第六十六条の四の三第一項の外国法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は当該外国法人の本店等の所在する国の権限ある当局による確認の有無

五　その他参考となるべき事項

第二十二条の十一の三中「第三十九条の二十二第二項第十三号」を「第三十九条の二十二第二項第八号」に改める。

第二十二条の十八を次のように改める。

第二十二条の十八　削除

第二十二条の十八の四第一項第三号ロ中「厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金」を「企業年金基金又は企業年金連合会」に改める。

第二十二条の十九第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　計算規則第四十八条第二項の規定により同項ののれんの償却額に細分された金額　当該細分された金額の百分の七十に相当する金額

第二十二条の十九第三項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同条第四項中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同条第九項中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第十一項及び第十二項中「第三十九条の三十二の三第十三項」を「第三十九条の三十二の三第十四項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十二の三第十項」を「第三十九条の三十二の三第十一項」に改める。

第二十二条の十九の四を第二十二条の十九の五とし、第二十二条の十九の三の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第二十二条の十九の四　法第六十七条の十八第十項において準用する法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第六十七条の十八第一項に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ　当該内部取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ　当該内部取引において法第六十七条の十八第一項の内国法人の本店等（同項に規定する本店等をいう。以下この号において同じ。）及び国外事業所等（同項に規定する国外事業所等をいう。以下この号において同じ。）が果たす機能並びに当該内部取引において当該内国法人の本店等及び国外事業所等が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）に係る事項を記載した書類

ハ　法第六十七条の十八第一項の内国法人の本店等又は国外事業所等が当該内部取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ　当該内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した契約書又はこれに相当する書類

ホ　当該内部取引に係る対価の額とした額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ　法第六十七条の十八第一項の内国法人の本店等及び国外事業所等の当該内部取引に係る損益の明細を記載した書類